

文化行政の所管について

本県におけるこれまでの経緯

- H7 「三重県部制条例」において、新たに「生活文化部」を設置し、「県民文化の振興に関すること」を規定した

○三重県部制条例（三重県条例第6号） ※条文は令和5年度時点のもの
（部の設置）
第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の十一部を置く。
[略]
（環境生活部の事務）
第八条 環境生活部においては、次の事務をつかさどる。
一 文化及び生涯学習の振興に関すること。
[略]

- H19 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正(※)

※教育委員会の職務権限の特例として、条例によりスポーツ(学校における体育に関することを除く)及び文化(文化財の保護に関することを除く)に関する事務を長が管理・執行することができると規定された

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
（職務権限の特例）
第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。
[略]
二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）
三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）
四 文化財の保護に関すること。
2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

- H24 スポーツ(学校における体育に関することを除く)に関する事務を、「三重県部制条例」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(※名称は当時のもの)」により知事部局(地域連携部)へ移管

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成24年三重県条例第3号）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項第二号に規定するスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、知事が管理し、及び執行することとする。